三木市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、居住する住宅に発電システムを設置し、又は発電システムが設置された住宅を購入する者に対して、補助金を交付することにより、発電システムの設置を促進し、もって自然エネルギーの有効利用と地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「発電システム」とは、次の各号のすべてに該当する住宅用太陽光発電システムをいう。

(1)　住宅（店舗及び事務所付き住宅を含む。以下同じ。）の屋根等に設置されるものであること。

(2)　太陽光発電による電気が、当該発電システムが設置される住宅において消費され、連結された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるものであること。

(3)　太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値が１０キロワット未満のものであること。

(4)　未使用品であること。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　自らが居住する市内の住宅に発電システムを設置した者又は自らが居住するために市内の発電システム付き住宅を購入した者

(2)　市内に住所を有する者

(3)　市税を滞納していない者

(4)　電力会社と電力受給契約を締結している者

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、予算の範囲内において、発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（キロワット表示とし、小数点第３位以下を切り捨てたもの）に２０，０００円を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、８０，０００円を限度とする。

２　補助金の交付は、一の住宅又は一の交付対象者につき１回限りとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、三木市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

(1)　電力会社との電力受給契約書の写し

(2)　発電システムの設置に係る工事請負契約書の写し又は発電システム付き住宅に係る売買契約書の写し

(3)　発電システムの設置又は発電システム付き住宅の購入に係る領収書の写し及び内訳書の写し

(4)　発電システムの設置箇所を確認できる配置図

(5)　発電システムの設置状況写真

(6)　竣工検査成績書、検査成績書、取扱説明書、保証書その他の発電システムが未使用品であることを証明できるもの

(7)　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する確認済証の写し（発電システム付き住宅を新築した場合に限る。）

(8)　発電システムを設置する住宅が自己の所有でない場合は、当該住宅の所有者の承諾書

(9) 住民票の写し

(10) 市税納税証明書

(11) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、三木市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請者に通知する。

２　市長は、前項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）に当たり、これに必要な条件を付することができる。

（請求等）

第７条　交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、三木市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第３号。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　交付決定の条件に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、三木市住宅用太陽光発電システム設置費補助金取消決定通知書（様式第４号）により当該補助事業者に通知する。

（返還）

第９条　市長は、前条第１項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（加算金及び延滞金）

第１０条　補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（市への協力）

第１１条　市長は、補助事業者に対して、必要に応じて発電システムに関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行し、同日以後に発電システムの設置に係る工事に着手し、又は発電システム付き住宅の購入に係る売買契約を締結した者について適用する。

（経過措置）

２　第４条第１項第６号、第６条第２項及び様式第１号の規定の適用については、この要綱の施行の日から平成２４年７月８日までの間は、第４条第１項第６号、第６条第２項及び様式第１号中「住民票の写し」とあるのは「住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書」とする。

（施行期日）

３　この要綱は、平成２６年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

４　改正後の三木市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請された三木市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。